

(別紙)

都税に係る軽減措置の継続について

1 固定資産税・都市計画税の軽減措置

対象	経緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 〔面積200m ² までの部分〕	○創設 昭和63年度 ○目的 ・過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 〔面積400m ² 以下の土地のうち200m ² までの部分〕	○創設 平成14年度 ○目的 ・過重な負担の緩和 ・中小企業の支援	固定資産税 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 〔負担水準が65%を超える商業地等〕	○創設 平成17年度 ○目的 ・過重な負担の緩和	固定資産税 都市計画税 } 負担水準65%に 相当する税額まで 軽減

※ 23区内の土地が対象です。

2 ZEV導入促進税制

対象	経緯	軽減の割合等
電気自動車(EV)、 プラグインハイブリッド 自動車(PHV)及び燃料 電池自動車(FCV)	○創設 平成21年度 ○目的 ・環境負荷の小さい電気 自動車等の取得を支援	自動車税 種別割 初回新規登録を受け た年度及び翌年度か ら5年度分を全額 免除

3 耐震化促進税制

対象	経緯	軽減の割合等
<p>耐震化のための建替え 又は改修を行った住宅</p> <p>(ア 昭和57年1月1日以前から所在する家屋を建て替えた場合又は耐震改修した場合)</p> <p>(イ 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された一定の木造住宅を耐震改修した場合)</p>	<p>○創設 平成20年度</p> <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化促進を支援 ・災害に強い東京を実現 	<p><建替え></p> <p>固定資産税 都市計画税</p> <p><耐震改修></p> <p>固定資産税 都市計画税</p> <p>10割 (3年度分)</p> <p>1戸あたり120m²の床面積相当分まで、10割 (1年度分)</p>

※ 23区内の家屋が対象です。

4 不燃化特区支援税制

対象	経緯	軽減の割合等
<p>不燃化特区内において、 建替えを行った住宅及び 老朽住宅を除却した土地</p>	<p>○創設 平成25年度</p> <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃化特区の取組を支援 ・災害に強い東京を実現 	<p><建替え></p> <p>固定資産税 都市計画税</p> <p><除却></p> <p>固定資産税 都市計画税</p> <p>10割 (5年度分)</p> <p>8割 (5年度分)</p>

※ 23区内の土地及び家屋が対象です。